

【部活動(運動部活動・文化部活動)の在り方について(活動方針)】(改訂版)

高知県立高知東工業高等学校(全日制・定時制)

平成29年12月22日適用

令和元年6月10日改訂

1 学校教育目標

「規律、勤勉、健康」

- ①「規律」：個人としての規律をしっかりと確立し、集団や組織の秩序が維持できる人になる。
- ②「勤勉」：ただ真面目なだけではなく、自らの能力の全てを傾注し、満足度の高い働き方や学び方をする。
- ③「健康」：心と体を健やかに保ち、そして増進させ、生き生きとした豊かな人生を送る。

2 部活動(運動部・文化部)の目的

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒が運動部活動や文化部活動を楽しむことで活動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 学級や学年を超えて同好の生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問の教員の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動とする。

3 部の設置及び顧問等

- (1) 部及び同好会は、「部活動審議委員会規約」に基づき、設置・廃止する。
- (2) 年度当初の人事委員会において、顧問組織を編成する。
- (3) 顧問は、保護者との連携を密にして、活動方針や会計等における理解を得ることに努める。
- (4) 顧問は、各種研修会に積極的に参加して、専門性の向上のみならず生徒指導の側面における指導力の向上を図る。 ※「運動部活動指導者ハンドブック」を活用する。
- (5) 各部活動における会計処理については、収支の透明性を明らかにして、出納簿の作成や監査の実施など、適切に取り扱う。

4 施設、安全対策、手続き等

- (1) 施設や用具の管理は、顧問が責任をもって行う。
- (2) 危機管理マニュアルに基づき、事故防止や安全対策を図る。特に熱中症については、水分・塩分補給、休憩時間の設定を心掛ける。また、WBGTにより対応する。
- (3) 大会参加、生徒引率等においては、校内規定に基づき、所定の手続きを行う。

5 休養日、活動時間、休暇取得、休養日の活用等

教員の働き方改革の一環として、部活動における休養日等について下記のように方針を示しますので、それぞれの先生方のそれぞれの場面に当てはめて意識改革を図るとともに長時間勤務の解消等に取り組んでください。

学校現場では日常において、学習指導、生徒指導、校務分掌業務、部活動、外部対応など多くの業務を抱えるために長時間勤務に至っていると考えられます。その中でも、部活動に係る時間が長時間勤務の一因となっています。

自らの勤務時間を適切に管理することは、優先される業務に集中できる時間を確保できるとともに、自らの健康管理やプライベートにおける生活の充実を達成するための重要事項であるという認識を持って改善を図ってください。

生徒においても休みが少なく長時間続く部活動では、心身への負担も大きくなってしまいます。また、長時間の部活動で勉強時間が確保できず、学習結果に影響が出ているという調査結果も報告されています。

生徒の皆さんは、基本的な生活習慣の確立を図り、規則正しい食事や睡眠時間の確保に努めてください。また、スマートフォンやゲームの使用時間の自己管理に努め、不要な疲労の蓄積につながらないように、1日の生活計画を規則的なものにしてください。

教員と生徒の双方にゆとりを生み出すとともに、教員の教育力向上を目指して、年間の中長期的な計画において実践してください。

(1) 課業期間中(週休日、祝日等含む)の部活動について

① 1週間に2日以上休養日を設けること。

② 週休日または祝日等において、1日以上休養日を設けること。

③ 3日以上連続する休日等においては、1日以上休養日を設けること。

※大会等を控えて上記のように休養日を設けることが困難な場合は、その前後において、設定できなかった分の休養日を確保すること。

(2) 長期休業中の部活動について

① 夏季休業中

ア) 1週間に2日以上休養日を設けること。

イ) 週休日や祝日等において、1日以上休養日を設けること。

ウ) お盆休みにおいては、連続する4日以上休養日を設けること。

但し、その時期に連続する4日以上休養日を設けない場合は、夏季休業中において連続する4日以上休養日を設定すること。

※イ)はウ)に含まない。

※大会等を控えて上記のように休養日を設けることが困難な場合は、その前後において、設定できなかった分の休養日を確保すること。

② 冬季休業中

ア) 1週間に2日以上休養日を設けること。

イ) 週休日や祝日等において、1日以上休養日を設けること。

ウ) 年末年始においては、連続する4日以上の休養日を設けること。

※イ) はウ) に含まない。

※大会等を控えて上記のように休養日を設けることが困難な場合は、その前後において、設定できなかった分の休養日を確保すること。

③春季休業中

ア) 1週間に2日以上の休養日を設けること。

イ) 週休日や祝日等において、1日以上の休養日を設けること。

※大会等を控えて上記のように休養日を設けることが困難な場合は、その前後において、設定できなかった休養日を確保すること。

(3) 部活動に要する時間について

①課業日の部活動時間は、1日2時間程度とする。

但し、半日課業日においては、1日3時間程度とする。

②週休日や祝日、代休、長期休業中の部活動時間は、1日3時間程度とする。

※大会等を控えて上記の時間を大きく超える場合は、その前後において部活動時間を短縮するか相当の休養日を新たに設けること。

※できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) 上記(1)～(3)において、各部の年間計画表及び月別計画表を作成すること。

(5) 教員の退勤時間や休暇取得について

①週に1日は、18時までに退勤するように努めること。

ノー残業デーには、定時退勤するように努めること。

②定期考査中や長期休業中は、積極的に年休等の休暇を取得すること。

③休暇は、週休日や祝日等と接続して連続するように取得することが望ましい。

この時の休暇を部活動の休養日とすることが望ましい。

※教員の積極的な休暇取得を推進するために、校内研修は定期考査中以外にも設定する場合がある。ただし、長期休業中は設定日の見直しを図りながら校内研修を実施する。

(6) 休養日の活用(校外研修等への参加)について

①休養日等を活用して校外の研修会や講演会に参加し、教育力や指導力等の向上に努め資質向上を図ること。

ア) 採用10年次までの教職員は、より多くの校外研修に参加しなければならない。

イ) 上記以外の教職員は、積極的に校外研修に参加すること。

※休暇取得を適切に確保できた場合に、休養日を活用して積極的に外部研修へ参加する。

6 顧問の指導姿勢について

(1) 服務規律の確保と徹底 ～公務員倫理の遵守、教育公務員の自覚、綱紀の保持～
(学校経営ビジョンより)

7 活動計画の評価等について

- (1) 各月において、計画の遂行状況を確認・評価すること。
- (2) 各月の活動時間・活動日数の超過分は、その後の計画に反映させ、休養日を確保すること。
- (3) 年度末には、年間計画の遂行状況を確認・評価して、次年度への改善につなげること。

以上において、努力義務以上の認識を持って取り組んでください。
場合によっては、過去の慣習や伝統を見直すことも必要です。